

社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
指定特定相談支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人平川市社会福祉協議会が開設する社会福祉法人平川市社会福祉協議会指定相談支援事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者またはその家族等（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- (1) 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じること、利用者又は保護者の意思及び人格を尊重して、適切な障害福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
- (2) 事業の実施にあたっては、常に利用者又は保護者の立場になって、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏利することないよう、公平中立に行うものとする。
- (3) 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係区市町村、保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 事業所の実施にあたって、自らその提供する特定相談支援事業等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 特定相談支援事業所
- (2) 所在地 青森県平川市柏木町藤山16-1（平川市役所第2庁舎内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、特定相談支援等の利用の申込みに係る調整、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 相談支援専門員 3名（専任1名・兼任2名）

相談支援専門員は、地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、業務及びサービス等利用計画の作成及び継続的なモニタリング等を行い適切な障害福祉サービスの利用が行われるようにする。

- (ア) アセスメントを実施すること。
- (イ) サービス等利用計画を作成すること。
- (ウ) サービス等利用計画を利用者等に交付すること。
- (エ) モニタリングを実施すること。
- (オ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (カ) 利用者からの依頼により、利用者が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。

(キ) その他必要な相談及び援助

(営業日及び営業日)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日 (祝日休業)
- (2) 営業時間 午前8時から午後4時45分までとする。

(指定計画相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定計画相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)
- (4) いわゆる難病患者 (18歳未満の者を除く)

(指定計画相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス等利用計画の作成

(ア) 支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) (ア)に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者等

に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、市町村で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

(1) 事業所は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、利用者から障害者総合支援法第5条の17第2項に規定により算定された額の支払いを受けるものとする。この場合、利用者に対し当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(2) 事業所は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して特定相談支援事業等を行う場合には、それに要した交通費は徴収しない。

(3) 事業所は、前項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明をした上で、重要事項説明書（兼）契約書に同意した旨、署名を受けるものとし、計画作成対象障害者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、計画作成対象障害者等及び当該計画作成対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業所等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、平川市とする。

(弘前市、黒石市、大鰐町の極近隣地については応談可能)

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、相談支援の提供を行っているときに利用者により病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る障害福祉サービス事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報保護)

- 第11条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
 - (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - (4) 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止について)

- 第12条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待防止等のため、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、次の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等について)

- 第13条 事業所は、事業の提供に当たっては、「障害者・高齢者虐待及び身体拘束等適正化のための指針」にしたがって、利用者等の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行ってはならないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないものとする。

(苦情解決)

- 第14条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 - (3) 事業所は、提供した指定計画相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該従業者からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、直ちに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

(3) 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント等について)

第18条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(ア) 採用時研修 採用後3カ月以内

(イ) 継続研修 年1回

(2) 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

(3) 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人平川市社会福祉協議会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成25年10月 1日から施行する。
- 附 則 平成26年 4月 1日から施行する。
- 附 則 平成27年 4月 1日から施行する。
- 附 則 平成28年 4月 1日から施行する。
- 附 則 平成29年 4月 1日から施行する。
- 附 則 令和 3年 7年 1日から施行する。一部改正（第4条・第7条・第8条・第10条・第11条・第12条・第13条）
- 附 則 令和 4年 9月26日から施行する。一部改正（第3条）
- 附 則 令和 5年 4月 1日から施行する。一部改正（第12・13条）
- 附 則 令和 5年11月 6日から施行する。一部改正（第3条）
- 附 則 令和 6年 4月 1日から施行する。一部改正（第4条・第16条・第17条・第18条）
- 附 則 令和 6年10月 1日から施行する。一部改正（第18条・第19条）